【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第四十二条の三　削除

（改正前）

第四十二条の三　第四十二条又は前条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による内閣総理大臣の承認は、第四十二条の他の会社又は前条第一項若しくは前二項の親法人等若しくは子法人等が、当該証券会社の親銀行等又は子銀行等（同条第一項又は第二項に規定する親法人等又は子法人等のうち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。第五十五条第三項において同じ。）でない場合に限り、することができる。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】

（改正後）

第四十二条の三　第四十二条又は前条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による内閣総理大臣の承認は、第四十二条の他の会社又は前条第一項若しくは前二項の親法人等若しくは子法人等が、当該証券会社の親銀行等又は子銀行等（同条第一項又は第二項に規定する親法人等又は子法人等のうち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。第五十五条第三項において同じ。）でない場合に限り、することができる。

（改正前）

第四十二条の三　第四十二条又は前条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による内閣総理大臣の承認は、第四十二条の他の会社又は前条第一項若しくは前二項の親法人等若しくは子法人等が、当該証券会社の親銀行等又は子銀行等（同条第一項又は第二項に規定する親法人等又は子法人等のうち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。第五十五条第二項において同じ。）でない場合に限り、することができる。

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第四十二条の三　第四十二条又は前条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による内閣総理大臣の承認は、第四十二条の他の会社又は前条第一項若しくは前二項の親法人等若しくは子法人等が、当該証券会社の親銀行等又は子銀行等（同条第一項又は第二項に規定する親法人等又は子法人等のうち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。第五十五条第二項において同じ。）でない場合に限り、することができる。

（改正前）

第四十二条の三　第四十二条又は前条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による大蔵大臣の承認は、第四十二条の他の会社又は前条第一項若しくは前二項の親法人等若しくは子法人等が、当該証券会社の親銀行等又は子銀行等（同条第一項又は第二項に規定する親法人等又は子法人等のうち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。第五十五条第二項において同じ。）でない場合に限り、することができる。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】

（改正後）

第四十二条の三　第四十二条又は前条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による大蔵大臣の承認は、第四十二条の他の会社又は前条第一項若しくは前二項の親法人等若しくは子法人等が、当該証券会社の親銀行等又は子銀行等（同条第一項又は第二項に規定する親法人等又は子法人等のうち、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。第五十五条第二項において同じ。）でない場合に限り、することができる。

（改正前）

（新設）